

## ケース スタディにみる

### 多国籍企業の法的性格と国際法上の位置づけ (II)

大 西 公 照

#### 目 次

- 一 はしがき
- 二 OECD 条約の意味あるもの
- 三 多国籍企業の資金流动とその法的規制の研究
- 四 多国籍企業の集中度と Legal Control
  - (1) 資本集中の問題
  - (2) 地域集中、工業集中について
  - (3) 取り扱い分野の推移の研究
- 五 多国籍企業と Taxation——むすび

#### — はしがき

多国籍企業といふ述語は、出現の最初に International Joint Ventures<sup>(一)</sup> といふ言葉が多用されたが、次第に

ケース スタディにみる多国籍企業の法的性格と国際法上の位置づけ (II) (大西)

International Corporation 便り Multinational Corporation ふさわ用語くと変容したがるにあつた。特記最近述べた、総務等、ILO 聽係の分野で、Multinational Enterprises、国際法、国連関係の分野の人達は Trans-national Corporation の用語が定着する所へなつて来た。本稿は最初「ケース スタディによるハーベイ・トマス・チャーチの法的立場と国際法上の位置」の名称でスタートしたが、そのよくな事情から本題よりハーベイ・トマス・チャーチの用語のみを「多国籍企業」と置き換へることとした。

次にこの多国籍企業關係分野で、国連を始め、これらの大統領で多国籍企業に関する Declaration ふさわ用語のものが種々発表されたところが、ハーベイの用語は、従来の国際法で用い「憲章」ふさわの内容を著しく異どして「ル・カルベ treaties に近いものであるので「条約」ふさわるべからぬ。」の研究は別稿に譲りだして置く。<sup>(4)</sup> しかし、本稿の紙数の制限を抱えていたので、簡単な包括総論の提示のみとしたが、次中細論篇で、ケース・スタディによるもの比較法的考察を加える予定である。

- (一) 大統領 ハーベイ・トマス・チャーチの法的立場と国際法上の位置 (大東法學第11弐)  
[11-117頁]
- (a) An ILO publication on multinational enterprise, Geneva multinational enterprises and social policy, 1976, p. 3.
- (c) E/C. 10/17. 20 July 1976. Transnational corporation : issues involved in the formulation of a code of conduct, Report of Secretarial E/5782, E/C. 10/16. Commission on transnational corporations, report on the second session (1-12, March 1976), economic and social council official records : sixty-first session, supplement No. 5
- (4) 条約論の立場 大統領 条約の本質とその法的性格 [ ケース・スタディによる統一法の展開 (武井古稀編 1976) 1976年] 223-338頁

## II OECD 締約の意味するもの

一九六〇年十一月十四日、パリで署名された経済協力開発機構(OECD)条約の加盟国は、現在、オーストリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、西ドイツ、ギリシャ、イスランド、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノールウェー、ポルトガル、スペイン、スコットランド、スイス、トルコ、英國、米国の二十一ヶ国であり、その内訳は、旧OECD以外の国米国、カナダ、日本、フィンランド、オーストリア、ニュージーランドの六ヶ国、EEC諸国——西ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダの六ヶ国、EFTA諸国——英國、スペイン、スイス、デンマーク、ノールウェー、ポルトガル、オーストリアの七ヶ国、その他の諸国——スペイン、アイルランド、アイスランジ、トルコ、ギリシャの五ヶ国のグループにそれぞれ区分され、一九六一年九月、OECDより準加盟国(Associated Country)の資格を与えられているヨーロッパを加えると二十五ヶ国となることになり、その殆んどが、日本、米国、西ドイツの三国を核とする、わざわざ工業先進国に属しております、この二十一ヶ国で世界工業総生産量の八十一%を占めていると謂われています。この条約の第一条によると、目的と政策意図を次のように規定している。

- (I) 加盟国は財政上の安定(financial stability)を維持しつつ、可能な限り(sustainable)最高度の経済成長(the highest economic growth)を雇傭、生活水準の高揚を成就し、もって世界経済の発展に貢献するべし
- (II) 経済発展段階にある加盟国、非加盟国との経済の健全な拡大に貢献するべし
- (III) 國際的義務をわれわれ、多国間(multilateral)、無差別(non-discriminatory)に基盤を置く、世界貿易の拡

大に對して貢献すべし。

勿論いわむ OECD の精神が、そのおおがまやんと「ハチャード」多国籍企業の基礎となつてゐる  
かるいとは困難であるし、又現在その規模、背景が曰大な迄に拡大、複雑多岐にわたつてゐるは当然のいふ  
ことや、その中に何がしかの法的規制の方向が見え、それが國際法とか、国内法とか、従来の一般概念の枠  
では捉えられない程のリーガル ロロラリーに嵌め込まれてしまふ、昨今特に見受けられるのである。

その嵌め込まれてゆくリーガル ロロラリーに嵌め込まれてしまふが、昨今特に見受けられるのである。  
その嵌め込まれてゆくリーガル ロロラリーがどのようなものであり、動的ななもののが、その立体的構造  
はどうなつたのが、果たして一般的な意味での法的性格 (legal nature) が何であるのか、どうかをいのち  
で追究してみるものと見て。

(15) OECD 事務局 [Chateau de la Muette, 2. rue André-Pascal, Paris (16e), France] 略記 1976年12月, p. 2  
Declaration by the government of OECD member Countries and Decisions of the OECD Council on Guide-  
line for Multinational enterprises, National Treatment, International Investment Incentives and Disincen-  
tives, Consultation Procedures.

### III 多国籍企業の資金流动の法的規制の研究

やれでは何故イキナリ前節で OECD 条約第一條の目的条項をひつあげたかといふが、前述の一九七六年六月  
11+1日、11+11日を開催された OECD 理事会総会で採択された

1. OECD 加盟国政府による発表
1. 多国籍企業に関する活動諸指針
1. 多国籍企業の活動諸指針に関する政府間協議についての理事会決定

## 1、内国民待遇 (national treatment) についての理事会決定

1、国際投資の奨励、非奨励 (Incentives and Disincentive) に関する理事会決定<sup>(6)</sup>

に発表の公式文書で、E. van Lennep 事務総長が巻頭<sup>(7)</sup>、前述の OECD 条約第一条を掲げ、更に前文で「…」これは極めて複雑な且ひらく論議された対象についての先駆的研究である。

ところのまこの刊行文書が、経済上、社会上の問題を、例えば国際取引き、支払いのバランス、財政、科学技術、競争及び市場の構造、工業ペターン、及び雇傭迄も含めたスペクトルを通して直接に観察しているが故に複雑なのであるといえるからである。思うに、論争——とりわけ多国籍企業についてものは、外の国際的関連性の多い事象と同じように、如何にして其等企業に課税し、可能な限りの解決を図るかについての理解や共通の追究に関する全体の骨組みが欠如しているようであるのだ<sup>(7)</sup>と述べている。勿論この論述の中には、多国籍企業の本質が、まだまだその正体を顕在化させる程には至って居らず、全く未熟の状態にあるとも言えるのであるが、それにしても、各國が統一的、客観的研究を世界的規模で始めるならば、定義の限界づけ位は、ある程度現在でも可能になるのだといふことを言わんとしているようである。更にこの一九七六年(五月二十一日)に採択発表された「国際投資及び多国籍企業に関する条約」の中にもその苦しみがもつと深く滲みでていて、その意味するところを考える場合、その法的性格の追究にも欠かせぬ一面を覗かせているものと思ふ。

この論述の立場より看過し得ぬものとして、その考慮してい(CONSIDERING) かかる「考え方」の中には「OECD 内部での継続的な努力をする」が、この分野(多国籍企業の活躍する)での国際的取決め(arrangements) や契約(agreements) を促進する結果となり得るし、又この段階において異った局面での各々の事象を取扱うとのである(正式な) 証書(instruments) を用いて各国の協力、国際投資及び多国籍企業に

闘する論争点 (on issues) の協議を促進するに比が適切であると考えられる」と、更に OECD “がんれい論争点に  
ついて…”<sup>(8)</sup>とある以上である。勿論、この国際的取決めや契約が何程の legal nature を備えたものになる  
のかは、追求の仕方により、種々の差異があるとしても、その枠組みが国家間の正式の証書 (instruments among  
states) による以外、解決策のないことを如実に示してくるのがどう見えると思う。好むと好まざるふに拘らず、多  
国籍企業の法的性格は、その地の国内法になじんだ、然も何にも況してその地の法人として、そういう意味での  
国内法上の、且その地の外の商法上の法人と十分がわらぬ法的性格を持つ一面と、又一方それが国境を超えて在  
るという意味での国際間の正式文書に裏づけられた特殊国際法人という二面を表裏として持つた一枚岩の性格を  
持つ始めてくるといふこととなる。

又こゝでいう国内法上、その地の国内法になじんだ法人であるとこう面上にひいて、この条約は又多国籍企業の  
「カイドーライン」の項目で面白い表現法をとっている。即ち内国民待遇 (National Treatment) とこう項目で『O  
ECD 加盟国は、公の秩序 (Public order) を維持し、自国の基本的な安全保障上の利益を保護し、且国際的平和  
及び安全に関する誓約 (commitments) を遂行する為に自国の必要にかなわせり、自国領域内で事業活動をし、  
且他の加盟国の国民によって直接又は間接に所有、支配され得る企業 [以下、外国人に支配され得る企業  
(Foreign-Controlled Enterprises) として用う] に対して、自国の法律、規則及び行政上の慣例の下で、国際法と  
一致した (consistent with international law) 待遇を、内国民企業 (domestic enterprise) に与えられて居る最恵待遇  
地位に似たるものとするに至る程度与えるべれである。[以下、「内国民待遇」として用う]<sup>(9)</sup>』と述べて居る。  
この点についてでは、すでに筆者が第一号論文で明瞭化し、aタイプ、bタイプとして公式化して居るよう、多  
国籍企業は、先進国AのA社が、A国の国内法である外為法の制限内で、先進国BのB社と、B国の国内法であ

る外資法の規制の下に、B A社 (A B社ではない) という商法上の名称で、A社とは勿論のこと、B社ともその法的性格を全く異にする、完全なB国 の民・商法、更には社会法をも満足させた多国籍企業を創り活動させることであり、当然B国 の内国民待遇を受けるものである。然しこれが同上論文でも取り上げて いるように現在後進、中進国に対するbタイプの場合には、進出先又は受入国が社会主義国である場合をも含めて、おのずと、その性格を一時的とは言え異にしてくる」とは当然である。然もこの条約は、念入りにも第二章で「加盟国は、加盟国以外の国家について内国民待遇を適用することを考慮すべきである」<sup>(11)</sup>と述べ、更に三条二節で受入国側の国内法に迄言及し、「かくして、加盟国は、」の分野(以下、措置として用う)において国際的直接投資に対する公的な奨励及び非奨励を規定する特定の法律 (Specific Laws)、規制 (Regulations)、及び行政上の慣行によつて影響を受ける加盟国の利益に対し正当な責任を持たず必要性のあることを承認する」としている。勿論これには進出多国籍企業が受入国側に受け入れられるような一定の枠内の行動指針を伴つたものであることは言う迄もないことであり、当然「これ等の多国籍企業は国際直接投資を通じ、資本、技術、及び国家間の人的資源の効果的な活用の部面で貢献することにより多国籍企業の本国及び受入国に対し、効果的な活用を齎らすことができるし、そうすることにより経済的、社会的福祉の分野で重要な役割りを成し遂げることが出来る。然し国家の枠組みを超えた企業の活動の組織化で多国籍企業によつてなされる拡大策 (advance) が経済力の集中の濫用や国家の政治的諸目的と衝突する結果となることがある」と説明している。換言すれば「これらの表現と、そういう意味での枠組みがとりもなおさず多国籍企業の法的性格及びその働きの限界を示して いるものとみて差しつかえないものと思う。

多国籍企業の事業活動の枠について同条約付属書は、三項で「多国籍企業の企業活動が OECD 非加盟国をも含めて、全世界に展開されているので、この分野での国際協力はあるる国家に及ばされなければならない。

OECD 加盟国は加盟、非加盟にわたるすべての国民の福祉や生活水準を改良しよへんとする観点から、多国籍企業がその行動に關して惹起する諸問題を前回<sup>(14)</sup>に提へ、分析し、且解決するに於ける積極的な貢献策を促進するに亘り、非加盟国、よりわけ發展途上国 (Developing Countries) へ協力して遂行される努力に対し十分なる支持を與へねぐ所である。」と規定しておらず、國家単位で受入国側の国民の福祉、生活水準の向上を願うのは、先進・後進・發展途上国の別なく国家平等の立場から、その事業活動に前進的な支持を与えるのを当然としている所である。又 Lex Fori の原則について七項で、「すべての国家は、國際法及び本国がすでに署名している国際的取決め (International Agreements) によれば、多国籍企業が、その受入国の国内法の法管轄権の範囲内での活動する国内法上の諸条件法を制定する権利を有する。」<sup>(15)</sup>がの國に位置する多国籍企業の法的本質 (entities) が、それ等進出地の土地の法律の支配を受けるものである (The entities of a multinational enterprise located in various countries are subject to the laws of these countries) と規定し、国境内にある多国籍企業の persons and things が先ずはその地の私法に属するべきものと見らるべきである。

カーネギー・ジーンクス氏は一九七二年三月二十日の一連の総会で次のよくな意見を開陳してゐる。

「ある人たゞ、多国籍企業とし、資本、技術、雇傭のより広汎な配分をする際の非常に貴重なダイナミックな意義 (force)、道臥立て (instrument) となるもののであり、又外の人たちなりれど我々現代の国家的、國際的制度をもつては容易にハシュールし得ないヤンスターとも思へぐ所であり、これら多国籍企業に対し、公共の利益 (public interest) とし、社会政策 (social policy) による適切な概念を押しつけぬやり方では解決の全く不可能な法則をもつてゐようである」<sup>(16)</sup> と、更に「われ等見解の間の詭譎は国内や國際間を通じて、かなり先鋭的に論議がおこらる。」との如きな傾向は非常に多くの多国籍企業の本國となつてゐるアメ

第1表 地域別合衆国支配多国籍企業（187社）の外地進出製造子会社数  
(1901~1967年)

地 域	1901年	1913	1929	1950	1959	1967
カナダ	6	30	137	225	330	443
ヨーロッパ（イギリスを含む）	37	72	226	363	677	1,438
ラテン・アメリカ	1	10	56	259	572	950
その他	1	4	48	141	312	815
計	47	116	467	988	1,891	3,646

[資料] J. W. Vaupel and J. P. Curhan, *The making of multinational enterprise* (Boston, Harvard Business School, 1969). 第3章, 同じく Raymond Vernon, *Sovereignty at bay : The multinational spread of U.S. enterprises.* (London, Longman, 1971), p. 62

リカ合衆国において一層顯著であるといえよう……」とのべている。

現在、『アメリカ合衆国も含めて百の巨大経済単位 (100 Largest Economic Units) をあらゆる経済、統計面から算出して描き出してみると、そのうちの半分が国家、半分が多国籍企業である』といふのが定説となっている。ちなみに「アメリカ、ヨーロッパ、日本の大主たる多国籍企業（その数約三百と見積られる）の売り上げ高は毎年十パーセント成長してきているのに、全世界の実質国民総生産は平均率で十パーセントの半分しか増えていない<sup>(18)</sup>』のである。

又この多国籍企業の成長<sup>(19)</sup>についてであるが、アメリカでの対象となる一八七の会社を詳細に分析すると、海外の子会社数が一九五〇年から一九五九年の間に二倍を超えており、カナダへは少し増加率がビハインドしているとしても、一九六七年迄に三倍近くとなつている。（第一表）

外国でのアメリカの全直接投資額<sup>(20)</sup>を尺度としてみると、第二表も大体同じ傾向を示している。とりわけヨーロッパへが四倍近くなつてているということは驚異に値する。分布図からみると一九七

第2表 合衆国海外直接投資帳簿価格 (1950~1970年)  
(100万米ドル)

地域	1950年	1960	1965	1970 <sup>1)</sup>
アフリカ	287	925	1,918	3,474
アジア	1,001	2,291	3,569	5,613
カナダ	3,579	11,198	15,318	22,801
西ヨーロッパ (うち、EEC諸国)	1,733 (637)	6,681 (2,644)	13,985 (6,304)	34,471 (11,695)
ラテン・アメリカ <sup>2)</sup>	4,576	9,271	10,886	14,684
その他	612	2,412	3,798	7,048
全地域 <sup>3)</sup>	11,788	32,778	49,474	78,090

(注) 1)速報による数字

2) "Latin America and other Western Hemisphere" 誌より引用。

3)概算のため、各項目(地域)の総計は、この数と一致しない。

〔資料〕 Survey of Current Business (Washington DC, US Department of Commerce), 1963年8月号, pp.18-19, 1976年9月号 P.42, 1970年10月号 P.31 及び1971年10月号 P.32

○年に工業国 (Industrialised Countries) に対して行なつたアメリカの直接投資額は五三一ドルであり、総額の六八%、これを開発途上国 (developing countries) と比較すると一一四億ドル、二七・四%だから一分の一を遙かに下廻つており、これ等が先進工業国間との間に取引きをもれていたことが一目瞭然である。勿論見方を変えるとアメリカが天然資源の開発、輸入を対象とした多国籍企業に頼らなくとも、ある程度自国の資源で賄えることをも示しているとも言えよう。

又一九七〇年の統計をみると、アメリカ合衆国よりするヨーロッパへの投資額とほぼ同じ額がヨーロッパ諸国よりアメリカ合衆国へなされているようである。尤もその内容を分析すると、アメリカ側よりヨーロッパ側のアメリカへのそれが全部と言つていい程、株式(stock) や社債(bond) に片寄つてゐるのが特徴である。

第3表 アメリカ企業の外地登録会社での機械、施設一式買入れ費消費の評価額  
(1965~1971年) (100万米ドル)

子会社の属する地域	1965年	1967	1969	1971 <sup>1)</sup>
カナダ	1,847	2,233	2,331	2,956
ラテン、アメリカ	1,073	1,282	1,857	1,725
西ヨーロッパ (うち、EEC加盟国)	2,640	3,631	3,738	5,356
日本 <sup>3)</sup>	1,418	(2,123)	(2,064)	(3,150)
その他 <sup>4)</sup>	—	336	457	704
	1,880	1,787	2,405	3,459
	7,440	9,268	10,787	14,200

(注) 1) この図式は1971年アメリカ国務省へ提出された投資計画を基礎において評価されている。実際の投資は景気(business climate)によって、25パーセント程投資計画から遊離している。

- 2) "Latin America and other Western Hemisphere" 誌より引用。製造業として、アルゼンチン、ブラジル、メキシコが支出の72—78%として一括計上され、ベネズエラの石油業では62—66%が計上されている。
- 3) 製造業と石油業のみ
- 4) 年間計算のため、この図式の総計は、各コラムに示されている総額とは一致しない。

[資料] Survey of Current Business, 1970年3月号, PP. 23-24, 1972年3月号 PP. 31-32.

次に多国籍企業の成長の尺度としての年間資本費消(annual capital spending)を検討してみたい。第三表がそうであるが、一九六五年から七一年の七年間にアメリカ合衆国の多国籍企業、外地下請け会社の年間費消額は、カナダ、ラテン、アメリカは別としても大体二倍増している。又日本の七倍、EECの一・五倍などは、多国籍企業の進出現地での活動が、先進国どうしでは、より活発に、より理想的に進展し始めているという証拠にもなりそうである。

カナダ人による海外への年間直接投資額も亦、一九六〇年代に増加し、一九六一年から六五年の間に(八千万カナダドルから一億二千五百万ドルへ)五〇%増加した。この投資額の増大で特に

第4表 英国の実質外地直接投資額<sup>1)</sup>  
(1960~1966年) (100万米ドル)

地 域	1960年	1962	1964	1966
北アメリカ	124.6	51.5	97.4	171.1
西ヨーロッパ <sup>2)</sup>	71.1	134.7	116.5	172.2
(うち EEC 加盟国)	(60.2)	(81.8)	(102.8)	(141.4)
ラテン・アメリカ <sup>3)</sup>	40.9	38.9	50.7	31.4
海外のポンド地域	477.7	342.4	450.8	332.6
その他	15.7	17.6	21.0	65.5
全 地 域	730.0	585.1	736.4	772.8

- (注) 1) 石油業及び1960年と1962年には保険業も除外されている。  
 2) 欧州自由貿易連合 (EFTA) と欧州経済共同体 (EEC) の加盟国のみを含む。  
 3) South and Central America 誌より引用。

[資料] 欧州自由貿易連合, EFTA foreign investment: Changes in the pattern of EFTA foreign direct investment (Geneva), 1969年3月号 P. 32

興味をそそる局面というのが、アメリカ合衆国へ(カナダドル二千五百万から七千万ドル<sup>23)</sup>)の年間投資流出額が二百ペーセントにもなっていることである。世界の人々、とりわけヨーロッパでは、アメリカと最も貿易額の多い国<sup>24)</sup>といふと、輸出、輸入の両面で、例外なく日本と答えるのが例であるが、実はカナダであり、日本は二番目という点を勘案してみると、これは一寸面白い図式といえると思う。要するにカナダはアメリカに対し、企業としての安心感を、西欧その他より、より強烈に持つていて、ということのようである。

英國の海外直接投資も表四に示されるように、カナダやアメリカの海外直接投資よりも緩慢であり、地域や時期の間の変化もあるとしても、一九六〇年には上昇傾向に転じている。

又表五は、外地への直接投資額の急速な成長がアメリカ、英國、カナダに限定されなかつたことを如実に物語つている。フランスは、一九六〇年代の前半に年間直接海外投資が三倍以上になつたことを示している。同時代に西ド

第5表 フランス、西ドイツ、オランダからの海外直接投資額  
(1960~65年) (100万米ドル)

国	1960年	1962	1964	1965
フランス	54.4	49.4	132.0	189.0
西ドイツ	61.8	81.3	233.0	299.0
オランダ	94.0	106.4	145.0	124.0

[資料] Jack N. Behrman, Some patterns in the rise of the multinational enterprises, Research paper No. 18 (Chapel Hill, University of North Carolina, Graduate School of Business Administration 1969). PP. 136-137, 139.

イツは五倍近くに、オランダは三〇%以上に迄伸びている。

チャールス・レビンソン教授は、「多国籍企業の成長の最も重要な尺度は、それ等の国の現金流动状態(cash flow position)であるとすら言い得る。というのは、それが大多数ではないにしても、世界の主たる多国籍企業の多くは行きつくところ、現金流动最大化という常套手段で、留保所得を、より世界的規模の拡大へ向つての資金として供給するようになるからである<sup>(25)</sup>」と述べている。更に教授はこの見解を証拠づけようとして、EEC工業政策委員会が作成した総資本構成内での留保所得から自己で供給しうる資本の割合を概算する案を提供している。この割合計算からゆくとアメリカ合衆国、英國、オランダは略々百%であり、西独、フランス、ベルギーが七〇一八〇%、日本とイタリアが六〇一七〇%ということになつていて。

結局するところ多国籍企業の最後のねらいは、進出地での留保所得を如何にして世界的規模からの流动資本として、親会社を中心とした総資本の枠組みの中に組み入れることにあると言えよう。然しこれが理想的形態としての先進国どうし、いわゆる前述のa型多国籍企業タイプを採る場合、その地の法律の枠内で活動するわけであるから、集中排除法、反トラスト法、マンパワーのアспектからする労働法等々の規制を容赦なく受けるし、且万遍なく他の国内企業と同条件の制肘を受けることになるので、bタイプのそれ以

上に、その事情が一面、実力競争のみによる困難、他面では可成りの自然傾斜に伴なうもうもうの影響をうけるため、ある程度一変したものになるのは当然である。

の「いわば、とりあえなく必ず進出地での留保資本を親会社による世界的規模からという名目で流動資本化する」というが容易でない」とを物語っている。各国が現在採り入れていて「外為法」は、その為に「そあるともいえよ」との点について「国際投資の奨励及び非奨励に関する理事会の決定 (Decision of the Council on International Investment Incentives and Disincentives)」第一章によると、「ある加盟国が、国際直接投資の奨励及び非奨励を特別に規定することを計画している他の加盟による措置により、国際直接投資の流動に関する衝撃を受け、且自国の利益が逆に影響を受けるかも知れないと考える時には、その加盟国の求めに応じ、国際投資・多国籍企業委員会の枠組み内で協議が行なわれるものとする。協議の目的は、その措置の国内経済上の目的に十分なる注意を注ぎつつ、且、地域的不均衡の救済を目的とする政策上の偏見をも排除して、かかる影響を最少限に減じさせる為の可能性を検討することである」<sup>(27)</sup>とこうのである。これを換言すれば、当地の法律内での資本流動は可能であるとしても、あくまでその法律内にどどまるべきだとしている点ユニークな条約見解ではあると思う。然し発生した場合の法的規制はどうすべきかという点がこれではまだ完全に解決されていないことになる。

( $\infty$ ) Declaration on International Investment and Multinational Enterprises (21st June 1976), International Investment Incentives and Disincentives, p. 8

(~) op. cit., p. 5, Forward

( $\infty$ ) op. cit., p. 8

(σ) op. cit., p. 7

(10) 大西公照 前掲論文（大東法学二号）三三一頁

- (11) op. cit., P.8., Par.2., L.9-12
- (12) Ibid. L.24-31
- (13) Annex to the Declaration of 21st June 1976 by Governments of OECD Member Countries on International Investment and Multinational Enterprises, Guidelines for Multinational Enterprises, p. 11 L. 1-11
- (14) op. cit., P.11, L. 26-35
- (15) op. cit., P.12, Par. 7, L.25-29
- (16) Multinational Enterprises and Social Policy (1976). A working paper prepared by the International Labour Office Geneva, IX Preface.
- (17) Norman Macrae : "The future of international business", in the Economist (London), 22 Jan. 1972, p. XXi
- (18) Ibid.
- (19) 多国籍企業の拡大とその企業数は、今後ますます増加の一途を辿る。特に人材と技術は世界一の社会的資源として、多国籍企業が最も多く利用する。 Sidney E. Rolfe and Walter Damm(eds) : The multinational corporation in the world economy : Direct investment in respective, Praeger special studies in international economics and development (New York, Praeger, 1970, p. 17) によれば、直接投資による国際組織の年次報告書によると、1970-71年の年次報告書によると、多国籍企業の直接投資額は約1兆ドルである。 pp. 1029, 1035-1046
- (20) 直接投資 (Direct investment) とは、販売や供給の目的で、在庫の販売や輸入貿易、押送車両の所有などの形態で、多国籍企業の直接的な投資である。
- (21) 米商務省 The Multinational Corporation, Vol. 1 : Studies on US foreign investment (Washington DC, 1972), p. 13
- (22) Multinational Enterprises and Social Policy (1976) op. cit., p. 5
- ルーカス・カーリーによる多国籍企業の法的性質と国際法上の位置づけ (1977) (大蔵)

- (23) カナダ自治領統計局の数種が Behrman, Jack N; Some patterns in the rise of the multinational enterprise, Research paper No. 8 (Chapel Hill, University of North Carolina, Graduate School of Business Administration, 1969), p. 134 に示すが、その中でカナダの海外投資総額の殆どは輸分（多分四十%）がカナダ居住アメリカ人経営者によるものである事である。
- (24) 筆者は一九七六年十一月廿日、ヘルシンキ大学で「セバジンをめぐる事件」についての講演を行なった。その後で全聽講学生にファンクヘルト教授 Randeshofer A 出 (法) 教授 からして意識調査をしたが、やんない結果が返された。
- (25) Charles Levinson : Capital, inflation and the multinationals (London, George Allen and Unwin, 1971), pp. 152-167
- (26) 大西公照 前掲論文 (大東法学11) 11九時—11時15分
- (27) Decision of the council on international investment incentives and disincentives (1976). Decides : Par. 1, P. 23

## 四 多国籍企業の集中と Legal Control

### I 資本集中の問題

一般に、数ヶ国以上で活動する事業単位の組織化は新しいものと見なされる。十八世紀後半、ヨーロッパですでに、諸外国での事業投資が活発に始めていた。十九世紀初めにさ、十五を超えるアメリカの企業家がカナダ、イングランド、ギリシャ、ローマ、日本、米国で、銀行、織維、機械による製造業 (machinery manufacturing)、鉱業(鉄、銅、稀金屬)、運輸(蒸気船と乗合馬車線)、印刷、製紙等の分野で操業していた。<sup>(28)</sup> これら等を多国籍企業のふりとみられるが、出来てゐる。然しあるの國が他の多くの多国籍企業的運営を出来

たのかといふと、そうではないのであり、アメリカ商務省は現代でも「製品は国際的に移動するが、生産手段は移動しない（commodities move internationally while productive factors do not）」との考え方についている。<sup>(29)</sup>

勿論このような仮説が一概に正しきとは言えなし、反対論があるゝゝも事実である。ILOの一九七六年に出した「多国籍企業と社会政策」（改訂版）でも、『技術や企業管理能力（managerial ability）のような生産手段も国際的に移動しうるし、然もゝのよるな移動が多国籍企業の解釈決定に極めて大きな尺度となつて来ており、そういう意味で、アメリカの伝統的概念となつてゐる「製品は国際的に移転し得ても生産手段は移転しない」の原則もあやしくなつて來てゐる』<sup>(30)</sup>と述べてゐる。この見解はいづれにしろ生産手段も、その受入国現地の環境・条件によつてある程度の制限を受けるとしても、自由に移転しうるとするのが至当の見解であつて、生産手段の基礎となる資本流動は自由であつても技術流動の面では、そう自由といふわけにはゆかないといふ程の意味と考えられそつである。

資本の国際的流動、その集中は親会社の世界的観点から解決しうるが、技術流動は最初は親会社にプラスを齎らすとしても終局的には、親会社の競争相手となり、生産手段を含めての逆輸入（reverse flow）ともなりかねない。<sup>(31)</sup>又多国籍企業に技術流動の積極的自由を許すといふことは、勢い親会社を技術開発専門会社とし、進出操業企業を生産手段所有会社とする」とを意味するゝことになつてゐく。

多量生産（マスプロダクト）を通じての技術の開発が現代工業の本質となつてゐるゝとから考えると、親会社には技術流動の自由ゝも、進出小会社に対して絶対、積極的に与えるゝと欲せむるゝのであるといふことになるのである。

## I 地域集中（Area concentration）、工業集中（Industry concentration）

第6表 アメリカの対外直接投資分布率（1950～1970年）

地 域	1950年	1960	1965	1970
ア フ リ カ	2.4	2.8	3.9	4.4
ア ジ ア	8.5	7.0	7.2	7.2
カ ナ ダ	30.4	34.2	31.0	29.2
西ヨーロッパ (うち、E E C)	14.7 (5.4)	20.4 (8.1)	28.3 (12.7)	31.3 (15.0)
ラテン・アメリカ	38.8	28.3	22.0	18.8
その他の	4.3	7.3	7.0	9.0

[資料] 第2表掲出の数表基礎より計算。

多国籍企業の特定外国地への集中は、時期によつてその形態を変えることはあっても、過去二十年の例のみでは一定の地域にのみ集中したようである。第六表は一九五〇年より七〇年迄のアメリカ合衆国対外直接投資分布の変化を示している。

この表よりみると、注目されるのがラテン・アメリカの変化であり、一九五〇年にはアメリカ合衆国の海外直接資本額の三分の一を軽く超えていたのに、七〇年には五分の一を割っていることである。カナダ、アジアも横這い、又は少々減少している。

これの意味の結局するところ、かなりの天然資源に恵まれているアメリカとしては、現地で、原料入手よりも資本、技術輸出による多国籍企業の留保資本金流动をひたすら求めているのに、その現地が経済発展途上国、又は低開発国故に、国有化、留保資金流动の自由の制限等々の問題があり、兼ねて加えて現地での購買力の軟化等もこれに拍車をかけ、多国籍企業のこれ等の地域への進出が必ずしも従前のように、モトの取れる採算ベースには乗りにくかつたものだったのだと判断してよいと思う。

要するに多国籍企業はそこに人間が多数棲んでおり、天然資源に恵まれているというただそれだけの理由でどこへでも進出できるというシロモノではなくって来ているということになる。

第7表 アメリカの先進国及び発展途上国への対外直接投資分布率  
(1950~1970年)

	1950年	1955	1960	1965	1970
先進市場経済国	48.3	54.0	60.6	65.2	68.0
発展途上国	48.7	42.9	35.1	30.8	27.5
国際的分類不能国	3.0	3.1	4.3	4.0	4.5

[資料] Survey of Current Business, 1957年8月号 p. 24, 1959年8月号 p. 30  
1963年8月号 pp. 18-19, 1967年8月号 p. 42, 1970年10月号 p. 31, 1971年  
10月号 p. 32.

又西ヨーロッペが二・二倍、EECくは三倍に拡大しているのをみても  
その原因がわかるうといふものである。

第七表はアメリカ合衆国の海外直接投資額を先進市場経済国 (Developed market economics) と発展途上国 (Developing countries) とに分けてその分布図を示したものである。

この表からも判る通り、一九五〇年には先進市場経済国と、発展途上国との対外直接投資額は略々同じであったが、一九七〇年には先進市場経済国と発展途上国との比は七対三に転じていて、西ドイツの開発途上国向けの投資流動累積額は、一九六一年から一九七〇年の間に決定額 (一三億六千四百万マルクから五一億八百万マルク<sup>(32)</sup>) で増加して来たが然しそれでも、比率的には工業化国へなされたものよりも少なかつた。例えば一九六四年末で、対外直接投資総額七一億五〇〇万マルクのうち、その六七・二%にあたる四八億四千三百四十億マルクが工業化国向けてであつたし、とりわけそのうちの六八%がヨーロッペ工業国へ投資されているのである。<sup>(33)</sup>

又工業集中問題の追究に欠かせぬものの一つとして進出多国籍企業による逆輸入と社会主義体制国へのそれがある。

メキシコ政府は一九六五年、国家辺境開拓計画(National Frontier Programme) の実施に踏み切った。<sup>(34)</sup> このPRONAF計画の下に、政府がアメリカ合衆国と

の国境に接して工業地帯を建設し、工業発達を促進する為に必要なあらゆるサービスを含む工業国家の為の下部構造を準備することに着手した。政府がそこでの製品を輸出させること、且あらゆる原料や部品も国境を通過させられることを条件として、最終製品に課する他の関税と同じように、海外から輸入される原料や部品に課する輸入関税についても免税とした。この地帯に製品を売るメキシコ人の製造業者は運賃課税のリベートが認められだし、販売税の払い戻しが行なわれた。この計画は奏功し、一九六七年四月中旬迄に三三のプラントが操業を開始したのであった。一九七一年中期迄に、その数が十倍約三三〇工場迄に達し、そのうちの二八〇プラントがアメリカ側多国籍企業の完全所有にかかるものであったといわれている。<sup>(35)</sup>

一九六〇年代の後半からは、日本を先頭としてアメリカや西ドイツ等による極東、東南アジアに対してもエレクトロニクス、船舶、石油化学、自動車等の分野での子会社を作る動きが急速に活発化した。<sup>(36)</sup> 一九六八年には二五%又はそれ以上のアメリカ多国籍企業運営になるエレクトロニクス工場が香港で稼働し、アメリカ三大集積回路のメーカーの一つがシンガポールで工場を経営する迄になる。<sup>(37)</sup> 然しこれらの傾向も最初は、近くに存在する世界三大工業先進国の一つ、日本への逆輸出を狙つたものではあったが、徐々にその自然的環境、気候条件、水、風土、民族性等からする制約を厳しく受けこととなり、更に時として政治的不安定性もそれらの要素に加わる事もあって、その国有化条件とも絡み、白人が遠距離より簡単に根を下すことには、かなりの困難性を伴なうことが露呈され始めている。勿論労働力、交通条件、更にそれよりする資源の確保等の利点はあるにしても、これ等が近隣にある超多国籍企業と相い争う基地としての根をはやす方向には一向に進まずに、むしろその地でのマンパワーの安定、製造物のある程度の周辺地への需要の充足等を果たしつつ、その製品の大部が親会社所在国への持ち帰り (bring back to their Parents Company, Home Country) 崩化していくところとは注目に値しよう。<sup>(38)</sup>

台湾や南朝鮮も現在では、低開発国の域を完全に脱却し、一般に中進国 (developing countries) の途を歩み始めているが、それも西ドイツにおけるイタリア、スペイン、トルコの占めるいわゆるマン・パワー、季節労働者提供国としての地位（時にはそれが百十万人にも上ることもあるのであるが）化はせずに、その歴史性、民俗性等々から表面上は繊維、弱電部門、包装機械等の下請け基地化の方向へと進んでいるという一見一寸西欧先進国とは異質の方向に進んでいるやに見受けられるものようであるが）化はせずに、その歴史性、民俗性等々から表面上は繊維、弱電部門、包装機械等の下請け基地化の方向へと進んでいるという一見一寸西欧先進国とは異なる趣きを全く異にしているものようであるかに考えられがちであるが、然しその本質は全く同じであり、要するに基本的には国境を超えて完全に日本の多国籍企業の枠組み内にドッپリ入り込んでいるだけであるといえそうである。その基盤とするところは戦前の政治オンリー支配下時代よりも、より根本的に、より実質的に、より民族的に大きなパワーとして、このコロラリーの下に動いているものとみて差し支えないようだ。勿論そこには戦前において行なわれたとされる民族の壁は徐々になくなりつつあり、ただひたすら多国籍企業の果たす機能の一役割りを、全く新しい平等な立場から、国境、民族の分け隔てなく、スマーズに、何の抵抗もなく果たし始めているということでもある。昨今は繊維、弱電などをたとえ日本の多国籍企業のブランドで、例えばそれが日本の一流デパートで売られていても日本製なのか、台湾製なのか、南朝鮮製なのか、香港製かの区別が全くつかないという現象の中に、我々が生き始めているということになる。そういう意味合いからして、これらの現象は多国籍企業の渗透が、まるでバイラスの体内における繁殖の如く、日本だ、シンガポールだという従来の国際法よりする国境や民族、国内法という「枠組み」を惜しげもなく取り払い、新しい法組織の展開を要求し始めているものとみてさし支えないであろう。

社会主義国ですら、この流れに抗し切れずその対応策を迫られつつある。従来東ヨーロッパ諸国への多国籍企

業の進出はその殆んどが、相手政府直営企業に特殊設備 (specialised equipment) を売りつけたり、多国籍企業との国際ジョイント・ベンチャーを稼働させる為に必要とされる経営管理や技術サービスを提供する」とを目的とする契約の下に行なはるのみに限られていた。

これ等がしばしば Turnkey Operations (看守でも操業) と呼ばれてゐるのものである。

手許にある資料によれば、ルーマニアは一九六九年に一九の欧米多国籍企業と一九の契約を発効させている。<sup>(39)</sup>

ユーゴスラビアは、従来の外国投資法を改正し一九六七年、外国多国籍企業と同国政府との間に国際ジョイント・ベンチャー稼働の条約が締結できるようにした。<sup>(40)</sup> 又一九七一年には憲法を改正し一旦合弁企業契約が発効すればその後の収用、国有化は不可能とする」としている。<sup>(41)</sup>

ユーゴスラビア政府は更に一九七二年、外国企業が同国政府とのジョイント・ベンチャーで対等又は過半数の経営参加を可能とするよう、海外投資法規を改正した。一九七三年後期の統計によると、東欧諸国は約六〇〇の多国籍企業と工業協力条約を結んでいるが、それ等の三分の一がヨーロッパ、三年間に結ばれたものと考えられる。然し西側先進工業国、例えば、米、日、西独等の一流多国籍企業の全貿易量、生産量からみれば、これもまだ微々たるものではあるようである。一方此を東欧諸国側からみると一〇一一五%を上める迄になつており、ハンガリーでは全輸出額の六分の一にも達している。<sup>(42)</sup> ソ連邦の自動車工業の場合ではその乗用車生産も本格的には一九七五年のフィアット社とのジョイント・ベンチャーの結果スタートしたものであり、一九七六年の全生産量七十万台のうち、その七割がこのプラントから生産されたものとみられている。<sup>(43)</sup> 又ポーランドは五〇%にも及んでいるとのことである。そういう意味ではマッキーバーが Essentials of Democracy で述べた如く「全体主義国はそれが社会主義体制国のそれであれ、とにかく先進工業国に追いつく為の過渡的、一時的政治体制でしかない」との

第8表 アメリカの主要工業部門別海外直接投資率

(1955~1970年)

産業	1955年	1960	1965	1970
鉱業及び溶鉱業	11.4	9.4	7.9	7.8
石油業	30.3	33.9	30.9	27.9
製造業	32.9	34.7	39.1	41.3
その他	25.4	22	22.0	23.0

[資料] Survey of Current Business, 1957年8月号 p. 24, 1963年8月号 pp. 18-19, 1967年9月号 p. 42, 1970年10月号 p. 31, 1971年10月号 p. 32.

表現はまことに当を得てことになると言えよう。

### 三 取り扱い分野の推移の研究

多国籍企業は一般に考えられているように、すべての分野に亘っての取扱いフィールドを持つものではない。そこには一歩誤まれば奈落の底に落ち込む程に常に危険に曝らされつつも、更に又厳しい懸崖に立っているものとも言えそうである。その故にこそ取扱い内容の変遷はその存立に欠かせぬ基本要素の一つとなる。例えばアメリカの場合を第八表でみてみたい。

この表よりみる限り、アメリカの多国籍企業による海外投資は鉱業及び溶鉱業で減少し、製造業で上昇している。

西ドイツの場合をみてみると、一九六〇年代の統計では、同国多国籍企業の海外直接投資額が、鉄鋼業、機械工業、車輛、造船のシェアで最大であり、総額十二億七千二百万マルクであった。次いで弱電、精密機械工業、スポーツ用品、玩具、宝石、ハードウェア製品が占め十一億七千六百万マルク、次いで化学工業、プラスチック、ゴム、アスベストが十一億百万マルクであった。一九六一年には化学工業が七億千六百マルクで一位、鉄非鉄金属生産高、铸造、製銅、鑄鋼が二位で六億二千九百万マルク、電機が三位で六億千七百万マルクとなつていて。<sup>(44)</sup>

反面外国多国籍企業の西ドイツへの進出はどうかというと、一九六五年には

石油精製業で一一一億二千九百万マルクがトップ、鉄鋼機材、機械工業、車輛工業が第二位で十五億一千一百万マルクであった。これが一九七〇年迄には鉄鋼機材、車輛工業が第一位となり三十一億七千八百万マルク、化学工業が二位で二十八億七千七百万マルク、石油精製が三位で一十八億三千七百万マルクの順序となる。電機工業は、一九六五年で十四億三千六百万マルク、一九七〇年で一十五億五千九百万マルクとなり共に四位に定着している。然もこれ等四工業の合計資本が全ドイツのそれの五〇%を軽くオーバーしているのである。<sup>(45)</sup>又これ等の中に石油精製業と並ぶわゆる原油の供給を海外のメジャーに仰ぐ業種が入っているのは致し方ないとしても日本、アメリカと共に世界の最先端をつくドイツの企業の中にその総生産額の半分もが、製鉄、車輛、化学、電機という重工業の主たる部門で多国籍企業によって生産されてゐることは全く驚異に値するし、又一面これらから多国籍企業の本来の姿が先進国間のみで、いわゆる前述の a タイプの姿で進行していふことを如実に物語つてゐるゝことである。多国籍企業の渗透は、国家や国境、その中に棲む人、いわゆる国民とは全くがかかる企業を通じての工業化、平等化社会を作り上げようとするところである。然る現象は日本も大体同じ方向を辿つてゐるのみで差し支えないと見ておれる。

- (28) Wilkins, Mira : The emergence of multinational enterprise : American business abroad from the colonial era to 1914 (Cambridge-Massachusetts, Harvard University Press, 1970), pp. 17-18
- (29) ドイツ商務省 Studies on U.S. foreign investment, op. cit., 1 : "The multinational corporation : An Overview", p. 7
- (30) Johnson Harry G., International economic Questions facing Britain, the United States and Canada in the 70S (1970), p. 11
- (31) Multinational gives and "take" in Sweden Now (1972), pp. 30-49



尚、同工場関係筋の話によると、ウラル以西（ソ連邦本国）では、関東地方位の広さに、車が数万台、カラーテレビ数千台との事である。モスクワ国際空港では白黒一台であり、庶民の文化生活の低さには目を蔽うものがあるとされる。専門マーケットは

$$\text{Das Kapital (S.63), } P' = \frac{m}{c+v} = \frac{\frac{m}{v}}{\frac{c}{v} + 1} = \frac{m'}{\frac{c}{v} + 1} = \lim_{m \rightarrow \infty} = 0$$

〔但し、 $m'$ （剩余価値率）＝ $\frac{m}{v}$ 、 $P'$ ＝利潤率、 $C$ ＝機械資本、 $V$ ＝労働資本とする〕の公式を発表し、より工業化、社会化すればする程、機械を多く使い、一方人・ラジオをやるといふことになるから資本の有機的構成率、 $\frac{C}{V}$ が巨大化し、利潤率は低下する警告した。

ソ連邦は生産手段を国有化するなどなりて、巨大の国富を得た。然しその富の殆んどを「グリフ」や原潜、ICBMの建、製造、更に、モンゴル、西グルリン周辺への四百万軍隊の集結等に向け、レーニンの指示する方向には使わずに、庶民生活を全くないがしろにした。青年の皆軍隊化は労働力の極端な不足を招き、一九七四年、以来の農産物の生産力を低下させ毎年六百万トンを上廻る穀物をアメリカより輸入するハメとなり、米、日、西独との隔差をつくる方法は将来共皆無である。一部権力層はツアーハイア以上に彼等の地位を譲り渡すことを拒否し、その風通しを悪くさせた。このギャップを埋めるには「多国籍企業の受け入れ」以外に道はない筈である。要するところ多国籍企業との対決になつたようである。社会主義体制にするか、資本主義体制にするか等は、これを人体にたとえれば食欲、性欲、名譽欲等の「生活の問題」であり、多国籍企業のそれは生命の問題といえる。その方向は已にきまつてゐるのではないか。

(44) Monthly Report (Deutsche Bundesbank), Dec. 1965, p. 27

(45) ibid., May 1969, p. 27, and Jan. 1972, p. 33

## 五 多国籍企業と Taxation——むすび

多国籍企業を果たして法的に規制する」とが出来るのであるうか。これを結論に導くのは容易なことではない。

O E C D 加盟国はこの点に関し、一九七六年六月二十一日「国際投資及び多国籍企業に関する条約付属文書」を発表し、その冒頭で多国籍企業の一般指針 (Guidelines for Multinational Enterprises) なる章を設け、その六節で「次に述べる一般指針は、加盟国の領域内で操業する多国籍企業に対し加盟国が共同して要請する (jointly addressed) 励告 (recommendations) である」と述べ、その法的性格がどこにあるかを示し、更にこの章の終りで「加盟国は、前述の約因 (considerations) に留意しつゝ、自國の署名した契約や義務と同じく、企業を公平に取り扱う、又国際法や国際契約と一致した責任をもつて履行するところ了解の下に多国籍企業に関する次の一般指針を公示する」と規定している。

然しこそ国内法と変らぬ規制を設けても、多国籍企業の目的が「一般指針」の五節で述べているように「専門化と健全な商慣習に対する必要性に即した国内及び海外市場での多国籍企業の活動を促進し、その競争上の利益を開拓する為の構成体の本質的自由を許す」<sup>(48)</sup> という条文からみて、多国籍企業そのものの本質を善とみなし、それに反する行為を罰するとか、その利益開拓に制限を付するとかという法的枠を設けること自体が全く不可能であることも明示しているのである。ただその利益追究の為に進出地での政治に干与することを禁止し、「法律的に許されるにあらざれば、公職に就こうとする候補者、政党、又は他の政治機構に献金をすべきでない」<sup>(49)</sup> (同章八節) とその法的枠付けを示しているのであり、「如何なる公務員、又は公の事務職にある人に対し、直接的たると間接的たるとを問わず、どんな種類の賄賂 (bribe) や他の適当でない利益を提供すべきではなく、

またそれ等を提供することが公職、その他にある人から誘導されたり、提供することを期待されはならない」としている点からも、その法的枠組みがどのあたりに落ち着きそうであるかを容易に観い知ることが出来るのであり、そのあたりが多国籍企業の利益至上主義とその地での国内法との接点とでも言えそうである。<sup>(50)</sup>

より政治的にその地の政治勢力と結びつくことは、他面で現地人によるナショナリズムの反発を受けるし、又長い眼でみた場合資本流動のストップや殆んどの進出地国が採用する議会制民主主義に対する挑戦ともなり、更に特定政治勢力と結託することは他の勢力の否定につながり、その交替をも不可能にする要素を孕んでいて、多国籍企業の自滅、自壊作用に直接つながってゆくということをも示しているとも言えよう。

然らば何によつて規制するかというと、拘束力として最後に残つたものとして Taxation による以外、何もそれらしものは残つていないし、又これによる新らしい意味での Control の外にはないとするのが筆者の自然に落ち着く結論となるものである。勿論この一般指針にも Taxation の項目が設けられ「企業は、

(1) 多国籍企業が操業している国の税務当局の要請に基づき、その国の国内法の保護及び関連手続きに従つて、その地での操業に関して課されるべき税金を正当に決定する為に税務当局に必要な情報は、他の国における操業についての関連情報をも含めてその求めに応じられるようにすること

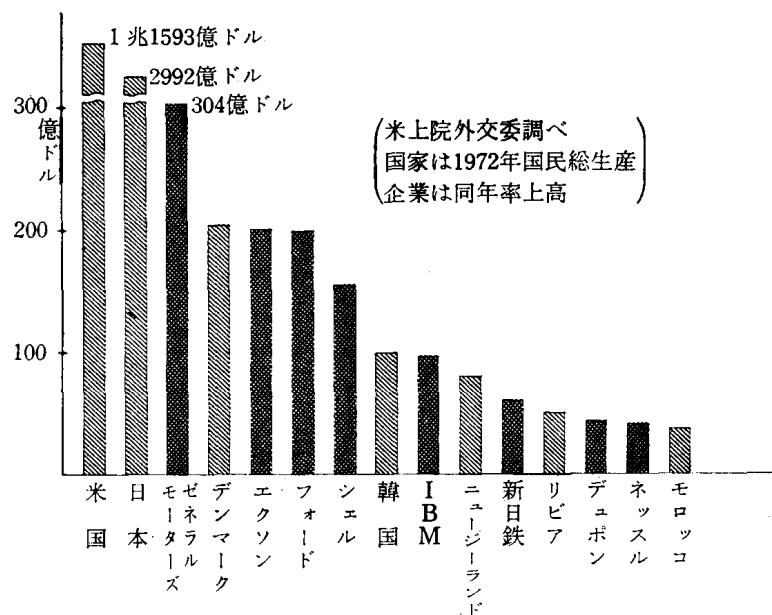
(2) O E C D 加盟国が現在課税されている税基準とは異なる国内法のやり方を変更しようとして、一定の基準をすら守らずに価値転換などをして、多国籍企業が有効な特別な手段を用いることを厳禁すること<sup>(51)</sup>

と述べてはいる。然し進出地で違法行為、とりわけ賄賂を現地高官に贈つたり、現地の政治や宗教と結託していると言つても、すべての多国籍企業が現地の商法その他の法律下に操業している現地法人である以上、バックからするその影響力が大きいからというただそれだけの理由で何かこれを特殊な公法の下における規制対象とする

わけにはゆかないのは法理論上当然のことである。その故にこの種の行為に対する制裁は新らしい Taxation の運営により、行なうとするのがスジであるようと考えられる。それには先ず何にもまして外資法、外為法による包轄的規制だけでなく、雇用及び労使関係を含めての税法措置により現地法の立場からの内的コントロールがなさるべきであろう。又その税制措置の中に「国際法にもとづく情報の公開」が含まれなければならないのも当然であると言えよう。

いざれにしろ多国籍企業は、その地の法律に則つての企業であるから、その地の法律によつて規制すべきであるとしても、その背景、規模等が刻を追つて巨大化したことにより、一概に他の国内事件と同じ法律で拘束してよいものかについて、一種のトマド・トイと反省が生まれてきているのが現在の法律部門の関係者の現実の姿と考えてよいと想う。どの位巨大化したかについて、ベルンハルト・グロスフェルト教授は「多国籍企業 (Multinationale Unternehmen) は百年の歴史を持つてゐるが、それが特別の意味を持つに至つたのは第二次世界大戦終戻後である」と述べ、更に「ある人が評価するに、来たる一九八〇年代半ばには、三百だけの多国籍企業で、世界の商品の半分をはるかに上まわる生産をし、又同じ従業員を抱えることになる」とも自信を持って予言し、又続けて「これ等のうちの一〇〇の大企業は、年間の売り上げを十億マルク以上とすることをねらつてゐる。多国籍企業の経済的な強さは、ある大きな国家よりも強力である。一九七一年の十大多国籍企業の総売り上げは三十億ドルに上つた、G・M の年間売り上げは、例ええばベルギーの総生産額と一致するし、スタンダードオイル ニュージャージーのそれはデンマークと同じであるし、IBM はポルトガルやノルウェーと同じである。殆んどすべての多国籍企業は、多くの場合彼等の母国では支配的な市場占有をしており、外国での活動の大きな後ろ楯となつてゐるのであるが、とにかく強力の一語につきるものを持つてゐる」というのである。今これを判り易くする為に図示してみる。

## 国家と多国籍企業のパワー比較



## 世界経済発展の仮説シナリオ

シナリオ (Scenario)	先進国	発展途上国
成長率(%) :		
総生産量	I (a)	4.5
	C(b)	3.6
人口	I	1.0
	C	0.6
頭割り総生産量	I	3.5
	C	3.0
年間歳入ギャップ	I	12 to 1
	C	12 to 1

(a) Iには発展途上国の総生産量について西暦2000年での国際発展戦略目標と、先進国の長期の歴史的発展率とが折り込まれている。

(b) Cは発展途上国と先進国の間の総生産量頭割りの実質的ギャップ類別を示している

(c) 発展途上国地方の総国内生産に対する頭割り平均額に対する先進国地域の総国内生産頭割り平均額。

又将来これがどうなるかについても、面白い発表がある。<sup>55</sup>

然し、ただ多国籍企業を、ただその対象が巨大すぎるというだけで、国内法ではどうにも取り扱い難いというのも法律学上正当性を欠く見解といえよう。「法」とはケルゼンの述べる如く、その取扱い対象によって上下優劣の判断があつてはならないものである。

然らば現在どういう法対応がなされているかについて今少し追究してみたい。

国連は一九七六年七月「多国籍企業」なる研究報告を「経社理」の扱い部門として発表している。関係ある部分を今忠実に試訳してみたい。

#### 「D、多国籍企業に対する政府政策の原則 (principles of government policies)

多国籍企業に関するどんな取扱い法典も、それが明示的と、默示的とを問わず、政府の政策と行動に対し適用されるものである。その法典は多国籍企業に関する政府の行為の原則を「何を為してよい」「何をなすべきでない」という一連の規準を確立することによって、明瞭に公示すべきであり、更に又多国籍企業の行為の合法的指針を規定することによって、ある政府又は他の政府が相互互恵の諸条件の行動方策について必要条件を寛大にしたり、創造したりすることを可能にするものとみてよい。不明瞭な且論争点の多い分野を出来るだけ少なくする為に、ある種の解説刊行物で、多国籍企業に関する親会社のある政府又は進出子会社のある政府の取扱いに当たる規定が適用用語法典の中に挿入さるべきである。<sup>(56)</sup>

ここで言わんとするところは、ある点でハッキリしている。国連は多国籍企業に対し、その進出及び受入国が互惠の立場より、双方に納得の出来る、然も運用面でも彈力性のある行動基準を明確にしきえすれば、法律問題はある程度解決出来るとしている点である。勿論、今の国連にその法的性格の内容を迄規制させることには一寸困難を伴なうであろうとしても、又関係国双方の、それもむしろ比較私・商法的思考で調節しきえすれば、ある程度迄可能とする態度に固まりつつあるということとは、多国籍企業の法的性格の追究に一寸面白い局面の展開を打ち出しているものとして注目してよいのではなかろうか。

然しこれについても一寸冷めた眼でみている法学者もいる。「国際的にコントロールができるかどうかの問題がある。他の趨勢はこれについての超国家的コントロールの方向に向うとしている。例えば我々はこのことに関

してEG委員会の活動をみて、EWGV、八五、八六章で支持しているところのものもみなそうだ。国連の学者グループの発表したのもそれに属する。……然しこれ等プランの希望的観測について心ある人はみな投機的なものとみて、いるようである。あらゆるケースで、コントロールをする仕事そのものが人間管理機構からはずれてしまい、ただその政治的準正を考えるにのみに終始しているという点では、国際化思考とは、ふえて、なんの問題の解決にもならないと思ふ。<sup>(57)</sup>

然し現実に多国籍企業はこの地球上に存している。個人に対するコントロール機能に欠けるがらといって、その法規制の枠組み、限界画定探求迄を無関係なものとしてしまって、関係私法を手がかりとして、追究すべきであるとの考え方にはある程度同調であるとしても、多国籍企業の立体的法構造論成立の根拠迄をも、なくしてしまって」とになりはせぬかと憂うるのである。

その対象とするところはハッキリ言って、国境内にある persons & things であるが、国家を通じての規制であるという点がどうしても避けて通られないといふ見解かい、更にそれが国際法との接点となつて、いるが故に、且又その地の国内法に属する (Lex Fori) としてもその法律にも国家が喰んで、いるのであるから、そういう意味からその由つて樹つ根拠を追究するのも、あながち無関係、無資格とは言えないのである。

これについて「経社理」は、下述する。

### 〔A 多国籍企業を規制する法典 (code) の性格

#### 1 法律形態

国際法はその取扱いで時として国家の権能 (authority)、特性 (specificity)、拘束力 (binding force) をもつて、程度変更して、までも、国家間の合意を表明する以上の出来事によつて、中庸の広い方便を持つて、いる。……

それには現実手段として、三つの可能な法手段がリストアップ出来る。これ等あらゆる範疇のの方便（又は方便の組合せから）、TNC委員会取扱い法典が成文化される」とになる。そしてこれ等三つの廣汎な分類の中にも若干の分類の可能なサブの範疇や結論も含まれている。

- (1) 主権国家によつて署名され、批准された国際多国間条約
- (2) 主権国家の参加による国際会議によつて承認された原則又はルールの宣言
- (3) 国際組織（国連総会、経社理）の機関の決定<sup>(59)</sup>

然しこれも判らぬわけではなく、いろいろな研究も、筆者の見解も大体相似している。だが現実に何によつて規制するかというその内容となると、このような考え方ではハタと小首をかしげてしまうことになる。

多国籍企業の法的性格を一言で片付けるのは至難であるし、いろいろ言わせていても、行きつくところ當利に始まり、ある程度當利に終始する性格を持つものである点では異論がない筈である。然らば彼等にとって何が一番手痛い仕打ちになるかと言われば、まず多国籍企業全体に万遍なく通用する理論として、新しい Taxation による規制以外には考えられぬのではなかろうか。

勿論ここでいう Taxation とは親会社が進出地国（host countries）で親会社との資金のバランスをガラス張りにすることが義務づけられているし、且進出地国の税務当局の要請に充分答えるべく従来の当地法で法制化されたものであるから、いわゆる国内法にいう税法上の課税とは、その意味するところを全く異にするものと考えた方がよい程の用語である。とりわけその枠組みは先進国間相互平等、互恵の上にたつ条約により、親会社と子会社（進出）との、国際的つながりやマン・パワーとの比較制限をも含まるし、然もそれ等が国家を通じて組み込まれるのであるから、全く新らしい述語がここで用意されるべきである。

進出地で課税された税金を、その課税地の発展度その他により、その国家の当該課税金の使用方法にある種の制限を設け、従来の納税の概念より来る課税金と、歳入金として、区別しようとする動きがあるのが何よりもそれを雄弁に物語つているものとみてよい。

二百海里経済水域の設定も、それはそれなりに国際法上大きな意味を持つていて。然し例え北アラスカに現存する六つの漁業会社のうち、四つは日系国際ジョイントベンチャーであり、獲った全部の魚を加工、又は生のまま日本へ送る役目を果たしている（ヴァージニア大教授 リリック、ティプソン両君談 一九七六年十一月七日、シヤーロッツビルで）。経済規制も重要ではあろうが、それを最終的に決定するのは、その魚を誰が食べるかによつてきまる。世界の総漁獲量の三分の一近くは日本人の食卓に上っている。この現実ある限り、多国籍企業がその触手をこの分野にも大きく羽根を伸ばしてゆき、結局するところ少なくとも現在漁業に対してのみ行なわれようとしている経済水域規制を、全くのザル法化してゆくことは間違いない。

又一般に、多国籍企業の法的規制の一つとして、よく国有化問題が取り上げられる。然しこれが不成功に終つた好個の例として一九七一年のチリーの銅鉱山国有化の例をあげることが出来る。民間投資の故に、そこに集中していた高級技術者の他部門、とりわけ親会社への復帰や、親会社を通しての第一次資源產品を土台としての第二次、第三次工業產品との交換経済機能停止に伴なう外貨の逼迫は、とてもその国有化という荒っぽい処理による規制で賄い切れるものではなかつたのである。一九五一年のイラン石油産業国有化も現実問題として頓挫したし、結局五四年のコンソルシアム協定を持ち出して、多国籍企業とその国有化規制問題を調節する破目となつてゐる。資源開発のみを主眼とした多国籍企業の進出に於いてすら、その法的規制を国有化で処理することには失敗したといえるのである。先進国間の技術やマンパワー等の諸題を立体的に、国際的に巻き込んでいる企業に対

し、その法的規制を国有化に求めることなど、多国籍企業の本質を理解しない全くの白昼夢でしかなかつたということにもなる。たしかに Herb Gray 教授の *The Herb Gray Report*<sup>(1)</sup> にも述べられてゐるよう、合衆国とカナダの間に於いてすら、多国籍企業のカナダでの異常な発達、それは間違いなく将来とも予測できるものであるが、それでもカナダ主権との対立を益々深めてゆくことになるのは、間違いないと断じてゐる。然もこれ等多国籍企業はそんなことには一向にお構いなく着実に、堅実に成長してゆく。まるで、国有化という尤も野蛮な、且最終的な法規制がそんなに簡単にできるものない、ふうぞやつてみなからむかわんばかりに……。その故にソグ教授が “A Citizen's Guide to the Herb Gray Report,” The Canadian Forum, Dec., 1971 の中で、これ等対立をかわす最良唯一の方策として政府機関に対し、ある種の業種選別手続 (Screening Process) 権を与えたり、カナダに居住する多国籍企業所属の外国人の資産や所有権等の法律による明確化、カナダ人の社長を含む重役陣への登用の法制化等を打ち出す案を出しているものとみてよい。然しこれとても何んで法的規制をするかというその内容と働きについては、まるで門口にどどまつて思案しているギリシャ神話にでてくる隠者のように、何もせずに突立つてゐる人との観なしとしない。

一九六九年六月六日のイスタンブール宣言<sup>(2)</sup>では多国籍企業の法的規制も、結局はその自主規制にのみあることを訴えている。然しこれ等一連の見解もその規制の法的根拠をどうにゅうてゆくかについては、全く避けて通ついる。

一方では民・商法の中に多国籍企業の条項を加えよとする意見もあり、キンドルバーガー教授はGATT タイプの条約を結び、それを根拠として規制せよと説いてはいる。<sup>(3)</sup> 然しその本質と法的性格については全く触れられずじまゝである。Taxation によるそれとの関連性の追究については、デラウェア州やホボケンでの誘致に伴な

う減税措置のみしか取り上げられていない。教授の解説すべき問題は、その一寸先に大の字になつて横たわつてゐるのではないだらうか。

例え、多国籍企業がその進出地での国内法に抵触する収賄、政治介入等を明瞭に行なつたとしても、その殆んどが、所謂営業成績向上という国際的営利会社としては、よく当たり前の親会社の至上命令を守つたに過ぎぬものであるから、如何程厳しい公法的制裁を加えたとしても、此等行為の絶滅に向かつての legal efficiency については大いに疑問の存するといふである。更にそれらを複雑化するものとして、前節の a 型のタイプとしてとり上げたように、B 国法により Control 対象を A 国にある親会社をも含めた企業群とするのか、どうかという点について国際私法上からも、その前提として法律行為地、事実発生地、対象物所在地、訴訟地等々での連結素決定を先決要件として深い検討を要するのは当然であり、B 国法で該地の行政府の長、例えば大統領がこの件に関与しているからとして、直ちに収監し、刑法上の他の罪科と同じ法的効果を期待することと自体に、法構造論から聊か無理があると言えよう。況してやその証拠が殆んどの場合 A 国に存するのが普通で、B 国の国法の及ばぬ處にあり、更に又これ等の regulate 対象が、その行為を享けた側よりも、行為をする側に向けられることが主眼であるであべきだという性質からして、それが合法的にスムーズに A 国から B 国へトランスファーされ、B 国主権の及ぶ法管轄権内で証された Persons & things でない限り、全くその法的根拠を持たぬことになるであろうことは、筆者がその領域主権論で屢々明らかにして來ているといふものである。とりわけ B 国内での料刑賦課は、ややもすれば「旅の恥カキ捨て」的弊害に陥り易い。進出企業の代表者に対し、その社会的ダメージ低下をねらつていくら制裁を加えたとしても、その企業人の Social Status は、生活の本拠のある A 国に於いて establish れれていて、B 国法の及ぶ領域主権内に於いてではない限り殆んど無効であり、事と次第によつて A 国内での

reputation ピベタのいへ場合だつてあり得よう。日本考へてへるに國にある親会社からの指令が、中國での営業成績向上等々とじら至上原則がい出した結果の当然行為であると考へられぬ點は、この許すべからざる行為に、その法的制肘効果を満足に与え、國際公、私法上通用する権原として考へられるのは、その指令にダイレクトルーニーン、<sup>10</sup> へお掛く Taxation による control 以外にその手ダテは残つてこないとは思えないだらうか。

その他の法律に属するわれたる Taxation による新ムード Jus Cogens の発展、その意味するところの方向を、これを新しいし、国際法の曙光とさぶふねばならぬか。

限りある紙面ではあるが、次論文を御鑑識して、いかがでやその核心に触れてみたい。

- (46) Annex to the Declaration of 21st June 1976 by Governments of OECD Member Countries on International Investment and Multinational Enterprise, p.12, L. 15-24  
(47) op. cit., p.13 L. 15-20  
(48) ibid., p.13, General Policies, L. 39-42  
(49) op. cit., p.14, L. 8-10  
(50) ibid., p.14, L. 5-7  
(51) op. cit., p.16, L. 3-14  
(52) Grossfeld, Bernhard, Praxis des Internationalen Privat-und Wirtschaftsrechts (1976) S. 14  
(53) a. a. O., S. 15  
(54) 多国籍企業の年間売上高の國家の国民総生産 (GDP) も、双方の規模から上位から百位まで並べてみると、国が四十二位、多国籍企業は五十七社と過半数を占める。  
順位をみると、あるべく先進工業国は1位米、11位日本、11位西独をはじめ、多国籍企業を大きく超えていて、  
12。しかし、ヤホルヤーターズ社 (YH) はブルギーの13、十位位に呼べる額を玉づ、14位ノルマ11位、ハナ

